平成２４年（フ）第２１６６号
札幌市北区新川西２条４丁目６番13号
破産者　川除　優香
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９号
仙台市青葉区愛子中央３丁目23番１号
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４１号
愛知県春日井市気噴町１丁目９番地８
破産者　今吉　勝行
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１５号
名古屋市熱田区金山町１丁目３番２号　イトーピア紅葉舎金山マンション805号
破産者　伊藤よ志子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４８号
愛知県春日井市白山町１丁目27番地　高蔵寺ガーデンスクエア806号
破産者　森　　仁志
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４９号
愛知県春日井市白山町１丁目27番地　高蔵寺ガーデンスクエア806号
破産者　森　　裕子（旧姓永井・矢野）
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２４号
名古屋市中区栄１丁目25番14号　ゲストハウスレインボー伏見503号
破産者　田中　善子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３０号
名古屋市名東区神月町1006番地
破産者　石田　伸之
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３５号
愛知県小牧市城山１丁目５番地１　サンハイツ中央台Ｊ棟101号
破産者　松井　秀行
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７５号
神戸市須磨区行平町２丁目１番19号
破産者　森本成富こと　李　　成富
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３５号
神戸市東灘区本庄町３丁目10番８―207号、開始決定時の住所神戸市灘区篠原台５番１―208号
破産者　岡本　章介
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市日高町水上７番地の２　コーポラスＡ棟101、前住所兵庫県豊岡市瀬戸77番地の２
破産者　木下　幸成
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０８９号
広島県広島市安佐北区可部７丁目12―11　グランシャリオ可部中央601号、開始決定時の住所広島県山県郡北広島町奥中原132番地
破産者　藤井　正和
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
広島県東広島市高屋町小谷2751番地41
破産者　長原　勝弘
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４２号
広島市安佐南区中筋１丁目23番21―101号
破産者　桑村　里美
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１０号
広島県東広島市河内町戸野967番地２
破産者　川﨑日出海
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５１８号
広島市南区堀越３丁目22番４号
破産者　永田　典明
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７７７号
広島市中区吉島東１丁目４番18―401号
破産者　小池　茂雄
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８１号
広島市西区井口台１丁目９番９―102号
破産者　西井　幸子
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部